

平成25年4月5日

<問い合わせ先>

海事局

海賊対策連絡調整室 真田・松野

TEL 03-5253-8111 (代表)

(内線 43303・43304)

03-5253-8932 (直通)

FAX 03-5253-1643

海賊対処法に基づく護衛対象船舶について

(21. 7. 28~25. 3. 31 まで)

平成21年7月24日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(以下、「海賊対処法」という。)」が施行され、7月28日から海賊対処法に基づく海賊対処行動による護衛活動がアデン湾において開始されております。海賊対処法により、船舶の国籍を問わず護衛を行うことが可能となったことから、国土交通省海事局が外国の船舶を含めて一元的に申請を受け付け、日本関係船舶等を確実に護衛対象船舶に選定するとともに、国際貢献の観点から日本に関連のない外国の船舶を護衛対象に選定する役割を果たしております。

このことから、海賊対処法に基づく護衛活動に関し、以下のとおり、とりまとめました。

1 事前登録の状況 (平成25年3月31日現在)

(1) 登録事業者数

793社 (うち外国船社は695社【51カ国】)

(2) 登録船舶数

6,615隻 (うち外国船社は3,894隻) ※重複を除く。

2 護衛対象船舶の状況

(1) 集計期間 (護衛回数)

平成21年7月28日から平成25年3月31日まで ※護衛中の活動は除く。

(海賊対処法による護衛活動第1回から第404回までの計404回)

(2) 護衛対象船舶数

合計 2,912隻 (1回平均7.2隻)

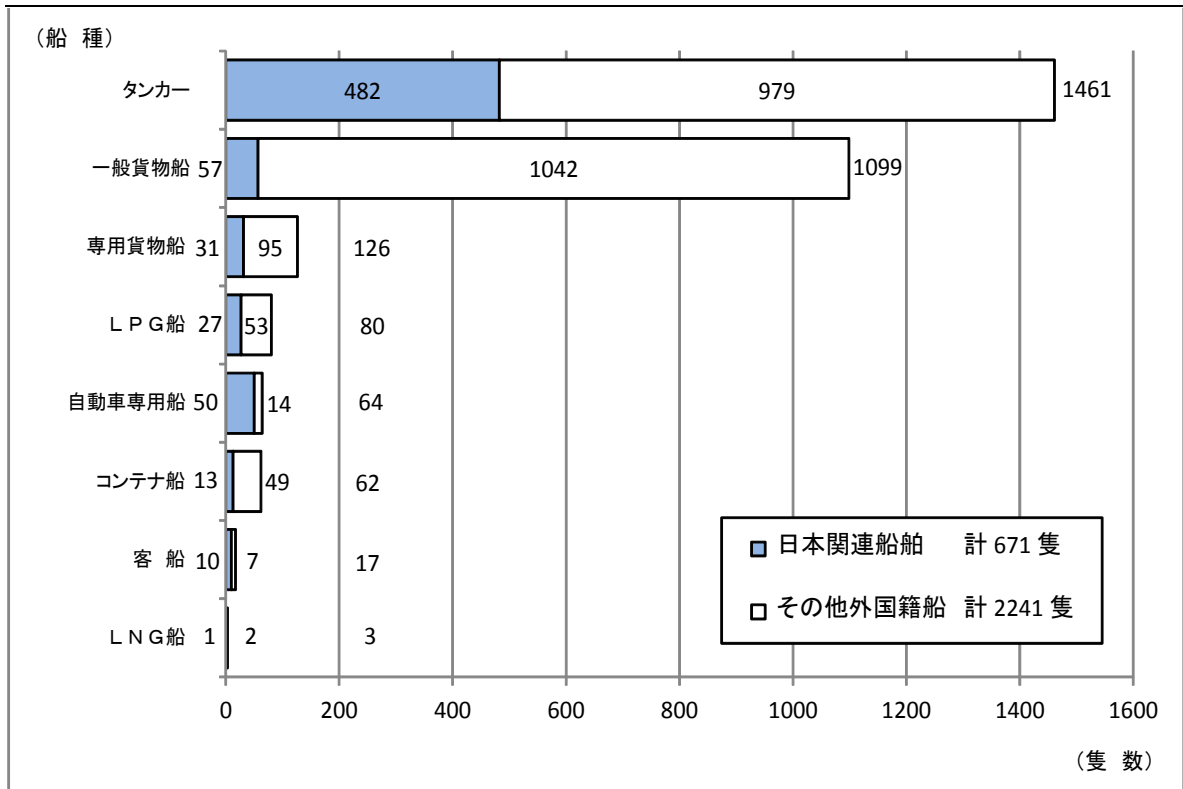
(参考) 海上警備行動に基づく護衛活動: 1回平均3.0隻

<内訳>

- 1. 日本関係船舶 (我が国の運航事業者が運航する船舶) 565隻
 - うち ①日本籍船 15隻
 - ②我が国の船舶運航事業者が運航する外国籍船 550隻
- 2. その他外国籍船 (外国の運航事業者が運航する船舶) 2,347隻

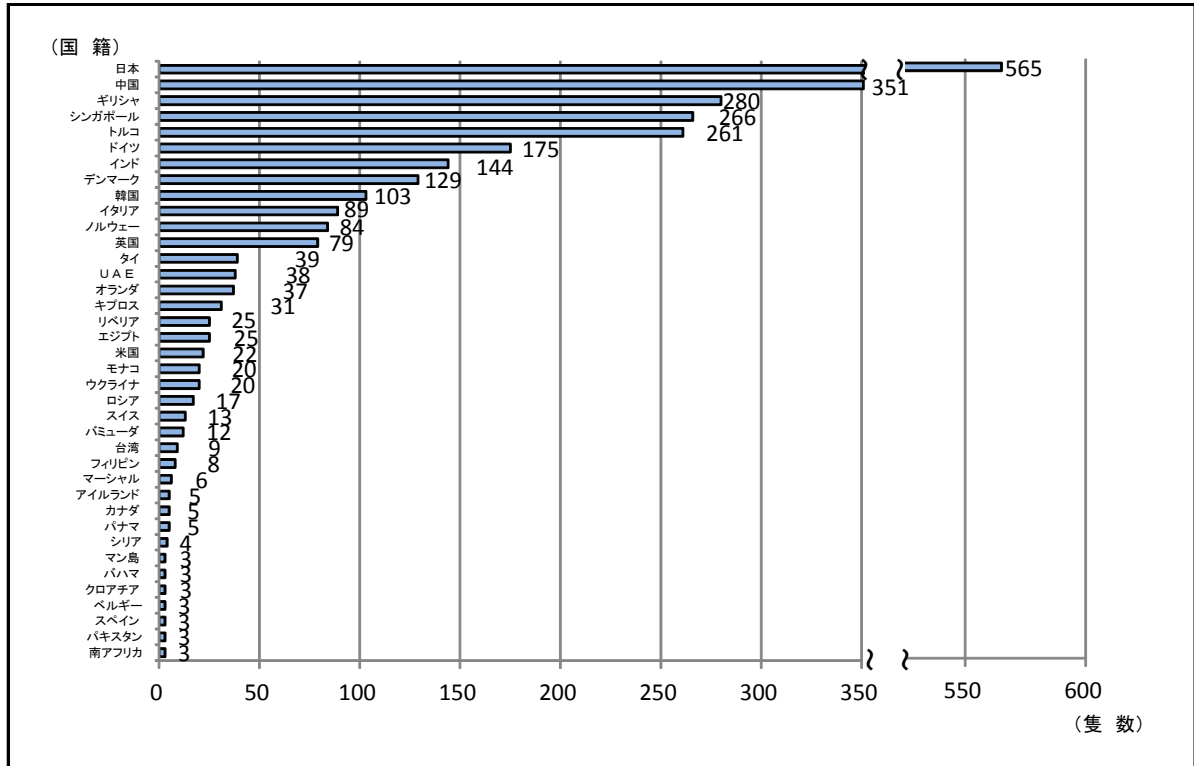
※ 「2. その他外国籍船」の中には、日本の企業が実質船主、船舶管理会社など、日本に関連のある船舶106隻が含まれている。

(3) 船舶の種類



※ 日本関連船舶: 日本関係船舶及び日本の企業が実質船主、船舶管理会社など、日本に関連のある船舶

(4) 船舶運航会社の国籍別内訳



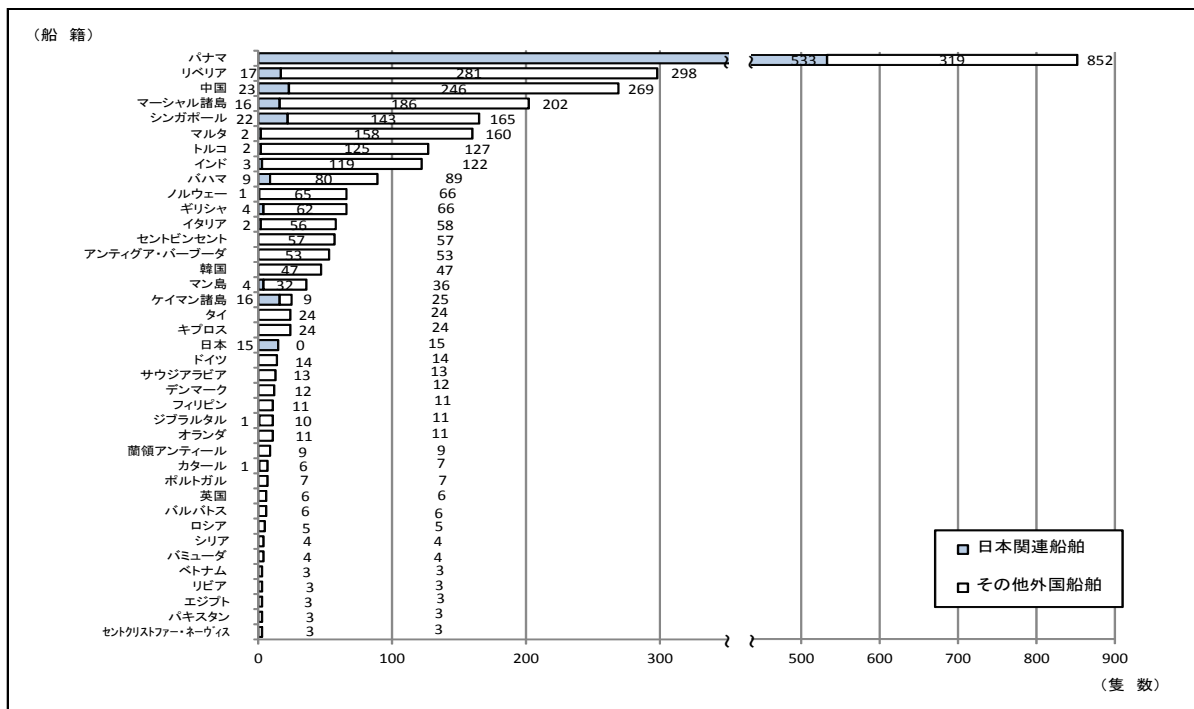
※ 2隻以下の国籍は、以下のとおりであるが、グラフ上は省略。

(2隻) ラトビア、ブルガリア、サウジアラビア、カタール、ポルトガル、チリ、オマーン、マレーシア、ケイマン諸島

(1隻) 英領ヴァージン諸島、ベネズエラ、ベトナム、フランス、バングラデシュ、イスラエル

※ 「中国」の国籍数には「香港」の国籍数を含む。

(5) 船籍別の内訳



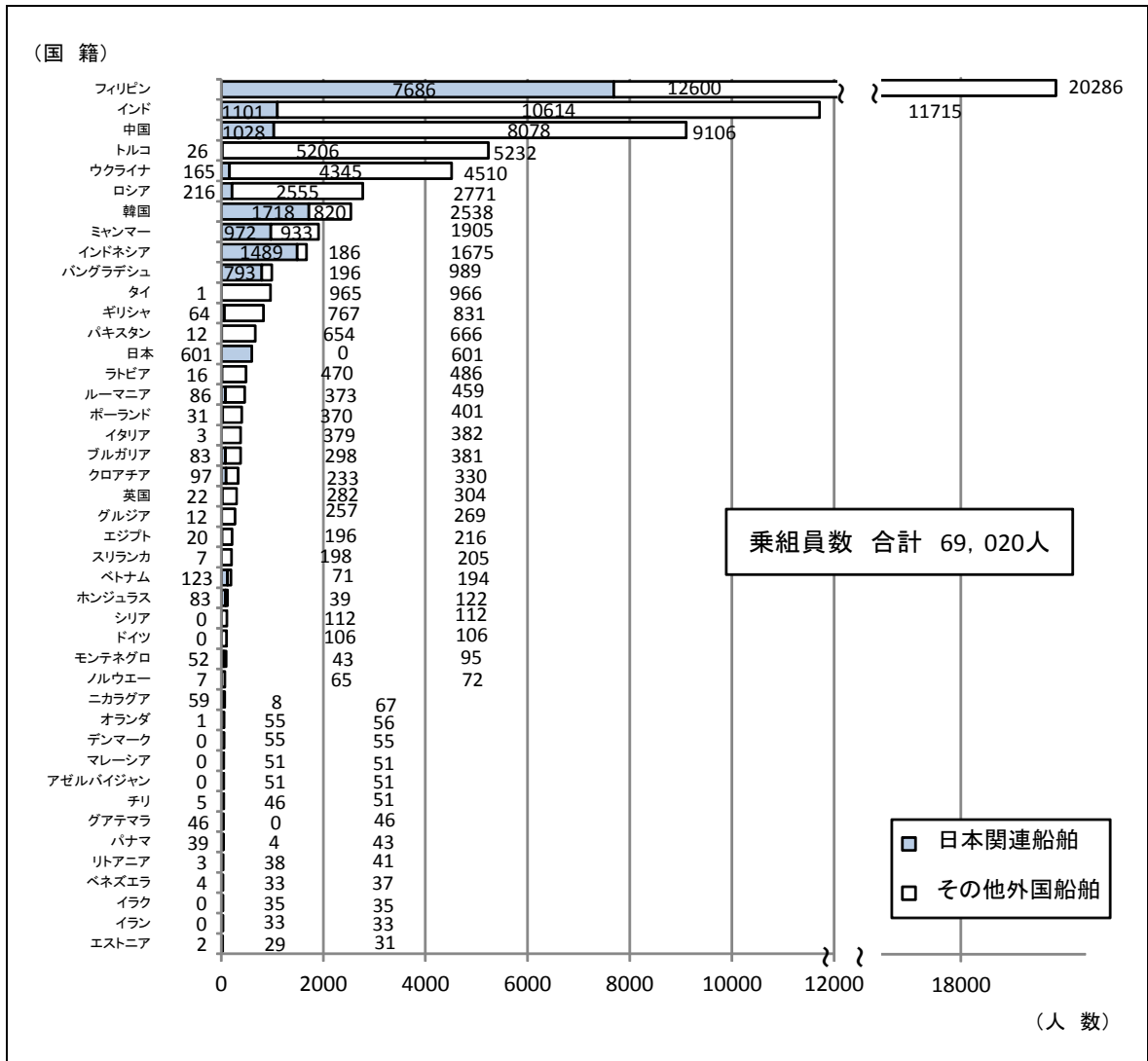
※ 2隻以下の船籍は以下のとおりであるが、グラフ上は省略。

(2隻) シエラレオネ、スイス、ブルガリア、UAE、ベルギー、マレーシア、バーレーン

(1隻) バヌアツ、キリバス、クロアチア、ツバル、ドミニカ国、バングラデシュ、ルクセンブルク、カンボジア

※ 「中国」の国籍数には「香港」の国籍数を含む。

(6) 乗組員の国籍別内訳



※ 30人以下の国籍別乗組員数は以下のとおりであるが、グラフ上省略。

アルジェリア 30人、米国 30人、ペルー 29人、ガーナ 24人、スペイン 21人、オマーン 20人、ニュージーランド 19人、カナダ 19人、ヨルダン 17人、ハイチ 17人、ネパール 16人、キリバス 15人、台湾 14人、ベラルーシ 14人、南アフリカ 13人、ジャマイカ 13人、スウェーデン 12人、コロンビア 11人、シンガポール 10人、(以下9人)セルビア、スイス、モルジブ、(以下8人)リビア、ベルギー、トンガ、(以下7人)エルサドバドル、フィンランド、ポルトガル、ブラジル、(以下6人)オーストリア、アイルランド、(以下5人)スロベニア、(以下4人)ガイアナ、スロバキア、フランス、ハンガリー、スーダン、キューバ、オーストラリア、(以下3人)ベリーズ、マケドニア、チェコ、イスラエル、キプロス、(以下2人)モロッコ、アルゼンチン、(以下1人)メキシコ、エリトリア、モルドバ、マルタ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、バミューダ、セントルシア、セントビンセント、ギアナ、エチオピア、アイスランド